

産業構造審議会 保安分科会 ガス安全小委員会 ガスシステム改革保安対策ワーキンググループ（第4回）- 議事要旨

日時：平成27年12月10日（木曜日）10時00分～11時40分

場所：経済産業省別館3階312各省庁共用会議室

出席者

座長

倉渕座長

委員

赤穂委員、久本委員、三浦委員、吉川委員

専門委員

内倉専門委員、金子専門委員、杉森専門委員、早田専門委員

事務局

三木大臣官房審議官（産業保安担当）、大本ガス安全室長、藤本ガス市場整備課長 他

議題

1. ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案）について

2. その他

議事概要

各議題の審議状況、委員の発言は以下の通り。

（1）ガスシステム改革保安対策WG中間的整理（案）について

事務局より資料2及び資料3を説明した後、委員より次の意見があった。

- 消費機器の接続具の適合性確認の実施について、モデル保安業務規程の中にそのことを書き込むことにより、小売事業者が確実に実施するよう担保することが重要。
- 安全の確保について、新規の小売事業者であっても導管事業者であっても保安レベルは均一に行うべき。そのためにも、国が作成するガイドラインが大事であり、全ての新規参入者にとって分かりやすく、運用できるガイドラインを作成していただきたい。
- ガスの小売全面自由化は、まだ需要家にほとんど周知されていない。新規参入者に限らず、ガス事業者が需要家にアプローチする際には、安全性確保についても周知を行うことが重要。
- 大規模災害時における導管事業者と小売事業者の連携・協力が重要であるので、全ての事業者が日常的に保安意識を高める活動を行っていただきたい。
- 緊急時対応において生じる需要家の損害への対応等に關し、導管事業者と需要家との協議が円滑に進むよう、原則としてまずは小売事業者が連絡窓口となって、需要家の要望などの状況に応じて、協議の進め方などの調整を行う必要があると認識しているので、小売事業への参入の際は適切に対応して参りたい。
- 座長より、本WGの中間的整理（案）の取りまとめについて、事務局案のとおり了承いただくとともに、今後の文言修正等について、座長に御一任いただきたい旨を諮ったところ、各委員から異議がなかったことから、その様に決定した。

（2）その他

三木審議官より、本日御了承いただいた中間的整理について、12月17日開催のガス安全小委員会でも御審議いただくとともに、更に詳細な制度設計の検討については、このWGで改めて御審議いただきたい旨の発言があった。

また、事務局より、本日の議事要旨は事務局で作成しホームページ上で公開すること、議事録は委員に御確認いただいた後に公開する旨説明を行った。

以上

関連リンク

[ガスシステム改革保安対策ワーキンググループの開催状況](#)

お問合せ先

商務流通保安グループ ガス安全室

最終更新日：2016年1月19日